

白川・菊池川国有林の地域別の森林計画書

(白川・菊池川森林計画区)

計画期間

自 令和2年4月1日
至 令和12年3月31日

九州森林管理局

担当者の役職及び氏名

役 職	氏 名	備 考
計 画 課 長	河邊 喬	
流 域 管 理 指 導 官	古島 勝美	
自然 遺 産 保 全 調 整 官	江藤 幸二	
自然 遺 産 保 全 調 整 官	小原 豊治	
計 画 課 長 補 佐	小野 貴行	
生 態 系 管 理 指 導 官	鎌水 隆憲	
企 画 官 (森林資源評価担当)	松永 雄治	
森 林 施 業 調 整 官	下崎 哲也	
計 画 調 整 官	松永 善人	
企 画 係 長	山口 隆志	
經 営 計 画 官	岩下 治喜	
主 事	古川 翔太	

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	3
(1) 自然的背景	3
(2) 社会経済的背景	4
(3) 森林・林業の動向	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	5

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	10
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2 その他必要な事項	13
第3 森林の整備に関する事項	14
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	14
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	14
(2) 立木の標準伐期齢	16
(3) その他必要な事項	16
2 造林に関する事項	16
(1) 人工造林に関する事項	16
(2) 天然更新に関する事項	17
(3) その他必要な事項	17
3 間伐及び保育に関する事項	18
(1) 間伐の標準的な方法	18
(2) 保育の標準的な方法	18
(3) その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	22
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法	22
(2) その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	23
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	23
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	23
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法	23
(4) その他必要な事項	23

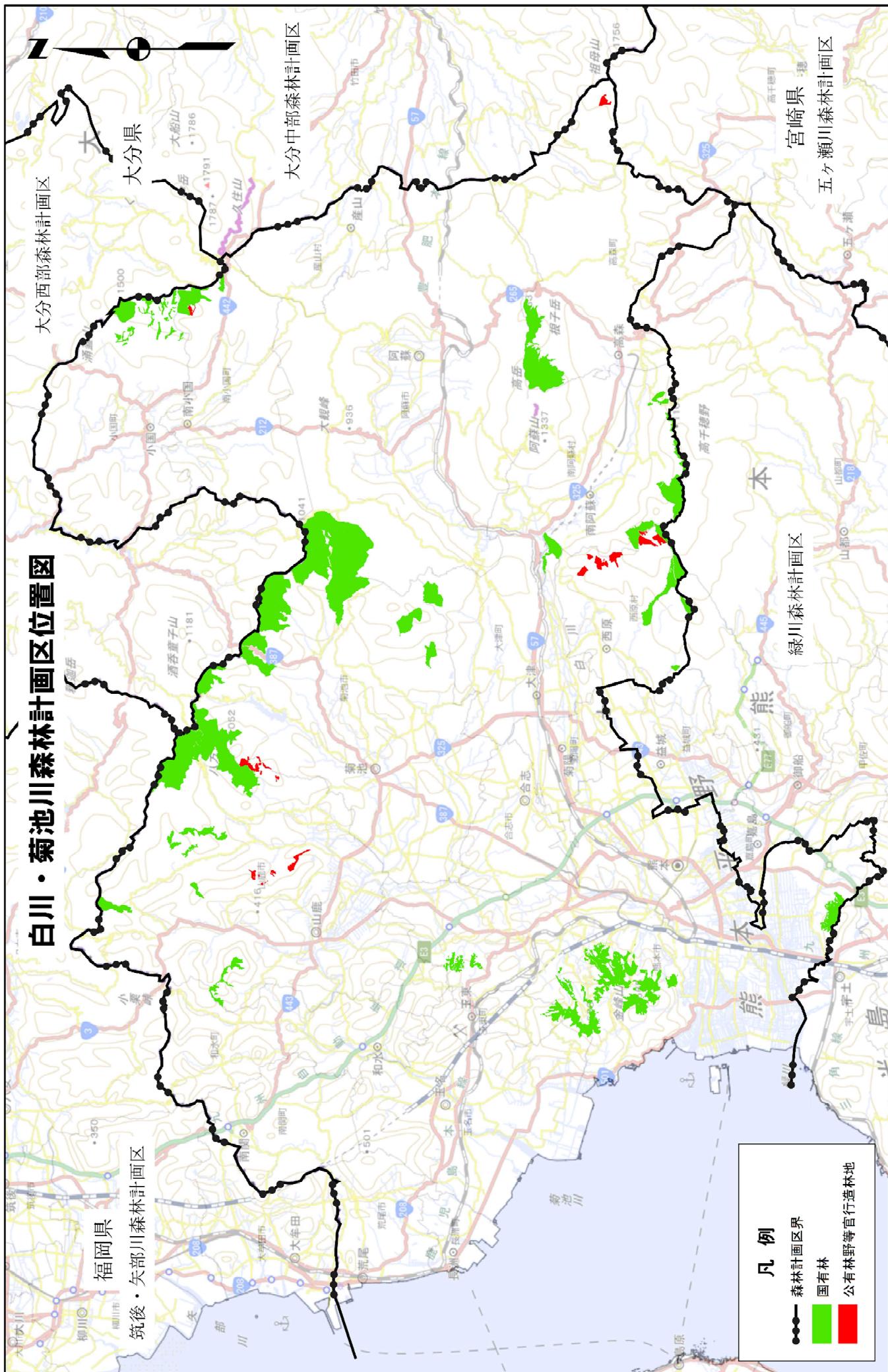
6 森林施業の合理化に関する事項	24
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	24
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	24
(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	24
(4) その他必要な事項	25
第4 森林の保全に関する事項	25
1 森林の土地の保全に関する事項	25
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	25
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林 及びその搬出方法	25
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	26
(4) その他必要な事項	26
2 保安施設に関する事項	26
(1) 保安林の整備に関する方針	26
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	26
(3) 治山事業の実施に関する方針	26
(4) その他必要な事項	27
3 鳥獣害の防止に関する事項	27
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	27
(2) その他必要な事項	27
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	27
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	27
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	27
(3) 林野火災の予防の方針	27
(4) その他必要な事項	28
第5 計画量等	28
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	28
2 間伐面積	28
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	28
4 林道の開設及び拡張に関する計画	29
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	33
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	33
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	34
(3) 実施すべき治山事業の数量	34
第6 その他必要な事項	35
1 保安林その他制限林の施業方法	35
2 その他必要な事項	37
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	38
1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	38

2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能、快適な環境の形成の機能	
又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 9
① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための	
森林施業を推進すべき森林	3 9
② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 9
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 0
別表 2 鳥獣害防止森林区域	4 0
別記 1 保安林の森林施業	4 1
別記 2 自然公園等の森林施業	4 2

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要	4 5
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	4 5
(2) 地況	4 5
(3) 土地利用の現況	4 6
(4) 産業別生産額	4 7
(5) 産業別就業者数	4 7
2 森林の現況	4 8
(1) 齢級別森林資源表	4 8
(2) 制限林普通林森林資源表	5 3
(3) 市町村別森林資源表	5 4
(4) 制限林の種類別面積	5 8
(5) 樹種別材積表	6 1
(6) 荒廃地等の面積	6 1
(7) 森林の被害	6 1
(8) 防火線等の整備状況	6 1
3 林業の動向	6 2
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	6 2
(2) 林業事業体等の現況	6 2
(3) 林業労働力の概況	6 3
(4) 林業機械化の概況	6 4
(5) 作業路網の整備の概況	6 5
4 前期計画の実行状況	6 5
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	6 5
(2) 間伐面積	6 5
(3) 人工造林及び天然更新別面積	6 5
(4) 林道の開設又は拡張の数量	6 5
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	6 6
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	6 6
(1) 森林より森林以外への異動	6 6

(2) 森林以外より森林への異動	6 6
6 森林資源の推移	6 7
(1) 分期別伐採立木材積等	6 7
(2) 分期別期首資源表	6 8



I 計画の大綱

I 計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2規程に基づき、全国森林計画に即して、白川・菊池川森林計画区に係る国有林について、令和2年度から令和11年度までの10年間について樹立するものである。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置及び面積

本計画区は、熊本県の北部から北東部に位置し、熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、阿蘇市と、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡の7市3郡（9町3村）からなり、面積は、265,759haで熊本県総面積740,948haの約36%を占めている。本計画の対象とする国有林は、5市3郡（5町2村）に所在しており、その面積は10,710haとなっている。

イ 地勢

城北地域は、西部の一部を除いて周囲を300～1,100mの峰々が囲み、北部の八方ヶ岳（1,052m）、東部の鞍岳（1,117m）をはじめとした山岳の裾野から丘陵地帯及び平野部からなっている。熊本市は、その北西部に金峰山（665m）を主峰とする複式火山帯を有し、南部は白川の三角州で形成された低平野部からなっている。

また、阿蘇地域は、南北25km、東西18kmの広がりをもつ世界最大級のカルデラを有し、阿蘇五岳（高岳1,592m）を挟んで北に阿蘇谷、南に扇状性低地の南郷谷が広がり、外輪山の外側は、標高600～800mの緩傾斜面で、波状火山性高原を形成している。

ウ 地質及び土壤

城北地域は東部、中部及び北部に阿蘇熔結凝灰岩、安山岩が分布し、北西部は小岱山（501m）を中心に花崗岩が分布している。

北部の福岡県境沿いには、黒色変岩、変斑れい岩が分布し、熊本、玉名、菊池平野及びそれに連なる台地には、砂、礫、未固結堆積物が分布している。

また、阿蘇地域は中央部の大部分を安山岩が占め、外輪山の外側では、熔結凝灰岩、ローム層が分布している。

東部から中央部にかけて黒色土壤が広く分布し、北部の福岡県・大分県境沿いの山地には褐色森林土が分布している。また、小岱山及び金峰山周辺には、乾性褐色森林土が分布している。

エ 気候

城北地域の気候は温暖であり、年平均気温は15～17°Cで年間降水量1,700～2,200mmとなっている。また、阿蘇地域は山間高冷地帯に属する地域であり、年平均気温10～13°Cで年間降水量は2,300～3,100mmとなっている。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は 126,023ha で計画区総面積の 47%に当たる。

本計画区の対象とする国有林面積は 10,710ha で森林面積の 8 %を占めている。

イ 人口

本計画区の人口は、熊本県統計調査課（平成 31 年 4 月 1 日現在）によると、約 1,189 千人であり、県全体の 68%に当たる。また、人口密度は人口が集中する熊本都市圏を含むため、県全体に比べ大きく上回っている。

ウ 交通

本地域は、県内の産業、経済、政治の中心地を有することにより、交通体系は他の地域より良く整備され、熊本市は交通の要所となっている。道路は、九州自動車道をはじめ国道 3 号、57 号及び 208 号が縦横断しており、その他多数の国道、県道、市町村道が整備されている。

鉄道は、JR 鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道、九州新幹線が本地域の西部を縦断しているほか、中心部を JR 豊肥本線、阿蘇地域の南部を南阿蘇鉄道が横断している。

エ その他産業の概要

本計画区の産業活動は、熊本市及びその近郊を中心に活発であり、平成 28 年度の総生産額は 4 兆 1,601 億円で、産業別構成比を見ると、第一次産業 2.5%、第二次産業 25.6%、第三次産業 71.9%となっており、第三次産業が県全体の構成比より高くなっている。

林業については、計画区全体の生産額は、県全体の 35%を占めており、県平均より低い構成比となっているが、阿蘇地域で県平均より高い構成比となっている。

(3) 森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、熊本森林管理署で管理経営されている。

本計画の対象とする国有林面積は 10,710ha で九州森林管理局管内国有林総面積の約 2 %を占めている。

蓄積は 3,021 千m³で九州森林管理局管内国有林総蓄積の 2 %程度である。

人工林面積は 7,196ha で人工林率が 72% となっている。森林の種類は普通林が 104ha で 1 %を占め、制限林が 10,605ha で 99% となっている。

制限林のほとんどが保安林であるが、そのうち水源かん養保安林が 84%を占めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積に関して、主伐は地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画し、計画を上回る結果となった。間伐については、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るために積極的に実行したが、計画量を下回った。

造林に関しては、今計画期における実行が少なかったため計画量を下回った。

林道等の開設又は拡張に関して、林道の開設については優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。林道の改良については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

治山事業については、保安林の整備は間伐による森林整備を多く実行したことから、計画量を大きく下回り、保全施設の整備も優先度を考慮したため計画量を大きく下回った。

項目	計画	実行
伐採立木材積	336,000m ³	190,036m ³ (57)
主伐	67,000m ³	118,818m ³ (177)
間伐	269,000m ³	71,218m ³ (26)
造林面積	429ha	184ha (43)
人工造林	297ha	184ha (62)
天然更新	132ha	-ha (-)
林道等の開設又は拡張	開設： 23.5km 拡張： 48箇所	開設： 7.1km (30) 拡張： 2箇所 (4)
林道	開設： -km 拡張： 16箇所	開設： -km (-) 拡張： 2箇所 (13)
林業専用道	開設： 2.0km 拡張： -箇所	開設： -km (-) 拡張： -ha (-)
その他	開設： 21.5km 拡張： 32箇所	開設： 7.1km (33) 拡張： -ha (-)
保安林の指定解除	指定： -ha 解除： 1ha	指定： -ha (-) 解除： 1ha (100)
水源かん養保安林	指定： -ha 解除： 1ha	指定： -ha (-) 解除： 1ha (100)
治山事業		
保安林の整備	1,129ha	33ha (3)
保全施設	31箇所	11箇所 (35)

注 ()内の数値は計画量に対する実行量の割合である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

II 計画事項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 面積 : ha

区分		面 積	備 考
総 数		10,709.52	
市 町 村 別 内 訳	熊本市	1,606.46	
	玉名市	90.57	
	山鹿市	1,981.78	
	菊池市	2,514.11	
	阿蘇市	1,417.73	
	玉東町	68.17	
	大津町	304.26	
	南小国町	295.63	
	小国町	393.63	
	高森町	812.28	
西原村		616.70	
南阿蘇村		608.20	

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

注2 森林計画図は、九州森林管理局及び熊本森林管理署において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な擾乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積 : ha

面積	区分	現 態	計画期末
		(平成 31 年 3 月 31 日)	(令和 12 年 3 月 31 日)
	育成单層林 育成单層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。	6,920	7,000
	育成複層林 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。	406	405
	天然生林 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。	3,384	3,305
	森林蓄積 (m ³ /ha)	304	317

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

4 「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

ア 育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第1類及びぼう芽更新等により林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、自然条件等及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散に配慮する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、多様化、長期化を図る。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

イ 育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。

(イ) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間による。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア(ウ)による。

ウ 天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐については、上記ア(ア)による。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法による。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおり。

樹種	期待径級	仕立方法	主伐時期 の目安	備考
スギ	18~20cm	中仕立	40年	芯持柱材として利用
	36cm~	中仕立	70年	一般建築材又は優良建築材として利用
ヒノキ	18~20cm	中仕立	45年	芯持柱材として利用
	26cm~	中仕立	80年	一般建築材又は優良建築材として利用

注 期待径級は、胸高直径とした。

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下(ただし、1箇所当たりの伐採面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等にあっては、その制限の範囲内)を原則とし、その他の制限林にあっては、その制限の範囲内とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図る。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

(イ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アカマツ、ケヤキ等の有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分及びシイ類、カシ類、クヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

1箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(イ) 拗伐を行う森林

拮伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた拮伐を行い、保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木拮伐を行う。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害の防止と活性化に資するため、原則として単木拮伐を行う。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、公益的機能の確保と資源の有効利用を図るため、群状拮伐又は単木拮伐を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢を次のとおりとする。

地 区	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹
白川・菊池川	40 年	45 年	35 年	40 年	35 年

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壤等の自然条件等を的確に掌握した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定し、原則としてスギ、ヒノキとする。

イ 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を総合的に勘案して決定する。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壤等の現地の実態により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽するとともに、造林の低コスト化に向けたコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

単位 本／ha

樹 種 区 分	ス ギ	ヒ ノ キ
育成单層林	1,500～2,000	1,500～2,000
育成複層林	1,000～2,000	1,000～2,000

注 保安林については、指定施業要件を満たすこと。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として2年以内に更新させる。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈り出し、植え込み及び芽かきを適切に行う。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図る。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹 種	留 意 事 項
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を行う。
ケヤキ、モミ、タブノキ、ミズメ 等	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更新を図る。
その他広葉樹	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壤条件等から、広葉樹の適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

(3) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐は、うっ閉し、立木間の競争が生じはじめた林分において、主に目的樹種の一部を伐採することにより、不適木の除去、林木の配置の調整、森林の健全化及び価値成長の促進を図りつつ、間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施する。

樹種	主伐時の期待径級	間伐時期(年)			間伐の方法
		初回	2回目	3回目	
スギ	18~20cm	20~25	30~35		間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るため、残存林分の樹冠疎密度、樹間距離、樹幹の形質を考えて行う。 なお、現地の実態に応じて変形列状間伐の促進を図る。
	36cm~	20~25	30~35	40~45	
ヒノキ	18~20cm	22~27	32~37		
	26cm~	22~27	32~37	42~47	

(2) 保育の標準的な方法

ア 人工林

育成単層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的に合った健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行う。

育成複層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図るために照度の確保を考慮する。

	育成単層林	育成複層林
下刈	目的樹木の成長に必要な陽光を与え、健全な生育を図るため目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況及び気象等の立地条件を勘案して適切な方法を選択する。	植生の繁茂により樹下植栽木が被圧され又は、照度不足により生育に支障がある場合に行う。
つる切	つるの種類及びその繁茂状況に応じて、目的樹木の生育に支障とならないよう適切に行う。 実施に当たっては、造林木の生育に最も影響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使用を図るとともに、その生態的特性を考慮して個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい下刈期にかけて重点的に行う。	

	育成単層林	育成複層林
除伐	<p>目的樹木の生育を阻害している雑かん木及び目的樹木のうち被害木等生育の見込みのない不良木を伐除して確実な成林を図るため行う。</p> <p>実施に当たっては、目的樹木の生育状況を十分見極めるとともに、有用天然木の活用を図るなど現地の実態に応じて適切に行う。</p> <p>なお、風害その他気象害の恐れがある場合には、実施時期や実施方法等を検討して適切に実施する。</p>	<p>天然木が侵入し、植栽木の生育を阻害する場合、必要に応じ行う。</p> <p>なお、間伐までの間に本数調整を行う必要がある林分については除伐2類を行う。</p>
除伐2類	<p>スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密となっているか、又は、間伐若しくは主伐までの間に本数調整を行わないと過密となることが予想される林分について、その健全性を維持するため、種内競争緩和を目的に主として目的樹木の伐採を行う。</p> <p>なお、「現に過密になっている林分」とは、Ry0.85程度以上をいう。</p> <p>また、「過密となることが予想される林分」とは、スギ Ry0.75、ヒノキ Ry0.70程度以上をいう。</p>	

保育標準表（スギ、ヒノキ普通伐期施業群、ケヤキ長伐期施業群、その他人工林施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ ヒノキ	下刈	<					→									
	つる切						<								→	
	除伐									<						→
広葉樹	下刈	<				→										
	つる切				<				→							
	除伐												<			→
	台切	<				→										

注1 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

2 広葉樹の台切は、イチイガシ（3～4年）、クヌギ（3～6年）等とし、ぼう芽力が旺盛で二又木や不整形木等となる樹種については必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ長伐期施業群、ヒノキ長伐期施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ ヒノキ	下刈	<					→									
	つる切						<									≥
	除伐									<						→

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（しいたけ原木施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
クヌギ等	下刈	<				→										
	つる切			<							→					
	除伐								<	→						
	台切	<			→											

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ・ヒノキ複層林施業群、その他複層林施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ ヒノキ	下刈	<			→											
	つる切				<										→	
	除伐								<						→	
広葉樹	下刈	<		→												
	つる切			<						→						
	除伐							<							→	

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

イ 天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

	育成単層林／育成複層林
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第2類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施する。
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で30%以上を占め、かつ、3mの通直木がha当たり4,000本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。

更新・保育標準表（育成単層林（天然林型）へ導くための施業）

林齢		伐採前 2年	1年	伐採 1年	伐採後 2年	更新完了 1	2	3	4	5	6	7			15 ～ 20
作業種		ササ処理	↔												
更新補助作業	地かき		↔												
	刈出し				↔										
	植込み					↔									
	下刈						↔						→		
つる切							↔						→		
除伐														↔	

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は、植込み箇所を対象に実施する。

更新・保育標準表（育成複層林（天然林型）へ導くための施業）

林種		(伐) 1年	(伐) 2年	更新完了	2	3	4	5	6			10			15
作業種		ササ処理	↔												
地床処理															
刈出し			↔												
植込み				↔											
下刈					↔										
除伐															

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は植込み箇所を対象に実施する。（伐）は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表1のとおり定める。

また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の考え方の方は以下のとおりとする。

区 域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の維持及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。	伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域		それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。 なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、これを推進する。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	山地災害防止機能・土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地についてはこの限りではない。	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の体制の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。	

(2) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位 延長 : km

区分	路線数	延長
基幹路網	19	100
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	100m/ha 以上	35m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	75m/ha 以上	25m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60m/ha 以上	15m/ha 以上
	架線系作業システム	15m/ha 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

今後、森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における民間実行の徹底を図るうえで、林業事業体の経営基盤強化が重要となっているが、林業事業体の労働者は、年々減少傾向で推移し、高齢化も進行している。

このため、林業事業体の雇用の安定化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林業施策の充実が重要であり、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供等に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産については、生産性を高めるため、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械及び自走式搬機等の小型林業機械の導入推進のための措置が重要となっている。

このため、請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林野事業は、それぞれの時代の国民の要請に応えて事業運営を行ってきたが、これから国有林野事業においては、多様な森林の整備と国産材時代を実現するための林業生産及び加工・流通における条件整備の達成に積極的に対応し、流域の民有林と一体となって、国産材の低コスト安定供給体制の整備等を進めること等によって、国産材の需要拡大を図って行くことが極めて重要となっている。

このため、森林の流域管理システムの下で、民有林・国有林を通じた国産材の安定供給体制及び加工・流通体制の整備に留意しつつ木材の生産・販売を行っていく必要がある。

国有林野事業としてこれらを効果的に行うには、需要動向の的確な把握・分析に基づき安定供給に配慮した生産・販売の実施、需要動向に即した採材・仕分けの徹底を図るとともに安定供給システム販売により需要開発の促進に寄与できるよう努める等、企業的な感覚を持った販売活動を展開する必要がある。

さらに、民間流通機構の活用等により積極的に国産材市場の活性化を図るとともに、今後増大が予想される人工林一般材等の商品性の向上を図る観点から、民有林との提携の下に生産・販売を行う。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面 積	留意すべき事項	備 考
市町村	地区（林班）			
熊本市	151、152、154、 158、161～176、178 ～195、296～299	1,560.74	林地の適切な管理並びに 適切な施業の実施により林 地の保全を図るほか、土 石・樹根の採掘、開墾、そ の他土地の形質の変更に当 たっては、十分留意する。 なお、保安林については 上記に留意するほか、各保 安林の指定施業要件に基づ いて行う。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林
玉名市	159、160	90.37		土砂流出防備保安林
山鹿市	36～51、66～68 (六郷4、稻田1、 城北1、阿佐古1、 上永野1)	1,954.40		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林
菊池市	1～5、11、18～ 35、40、104～106、 108 (竜門1)	2,508.92		水源かん養保安林
阿蘇市	4～17	1,417.73		水源かん養保安林
玉東町	155、157	67.98		土砂流出防備保安林
大津町	109、110、116、117	303.44		水源かん養保安林
南小国町	236、237 (南小国21)	295.58		水源かん養保安林
小国町	238、240	393.63		水源かん養保安林
高森町	222～226	790.66		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
西原村	1129～1131、1148 (山西1～4、6、 8、9)	597.29		水源かん養保安林
南阿蘇村	119、120、122～128	607.95		水源かん養保安林
総 数		10,588.69		

注 () 書は、公有林野等官行造林地である。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図る。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意する。

ア 土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形・地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行う。

イ 土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設ける。

ウ その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣による被害防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣からの被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

この際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

(2) その他必要な事項

該当なし

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地域と連携した森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。

(4) その他必要な事項

該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積 : 千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	968	765	203	452	357	95	516	408	108
うち前半5年分	477	376	101	222	175	47	255	201	54

2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間伐面積
総数	4,314
うち前半5年分	2,132

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総数	634	272
うち前半5年分	314	135

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長 : km、面積 : ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	熊本市	三ノ岳林道	1.0	382	○	⑤	
				162 支線	1				
				金峰山林道	1.0	48	○	⑯	
				(北本妙寺山側)	1				
				三ノ岳林道	1.0	49	○	⑰	
				160 支線	1				
				九万岳林道	0.5	33	○	㉑	
					1				
				大谷林道	2.0	61		㉒	
					1				
大谷林道 194 支線	2.5	54		㉓					
	1								
小 計	8.0	627							
		6							
山鹿市	八方ヶ岳林道	3.1	182	○	⑭				
菊池市		1							
小 計	3.1	182							
1									
山鹿市	内田林道	0.5	67	○	⑬				
		1							
上威 41 林道	1.0	35	○	⑩					
	1								
上威 34 林道	1.0	43	○	⑫					
	1								
茂田井林道 45 支線	2.6	75	○	㉔					
	1								
茂田井 46 林道	0.9	41	○	㉕					
	1								
平小城林道	1.0	88	○	㉖					
	1								
平小城林道分線	1.0	39	○	㉗					
	1								
小 計	8.0	388							
		7							

単位 延長 : km、面積 : ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	菊池市	菊池深葉3林道	1.0 1	75	○	④	
				觀音岳林道28支線	0.9 1	11	○	⑦	
				楮畠20林道	2.6 1	125	○	⑪	
				木護林道26支線	2.0 1	180	○	⑫	
				阿蘇深葉16林道	0.5 1	60	○	㉒	
				水源林道 3支線1分線	0.5 1	78	○	㉓	
				奥江34林道	0.8 1	72	○	㉔	
				旭野林道	0.5 1	106	○	㉕	
				旭野林道支線	0.5 1	45	○	㉖	
				桜ヶ水林道	0.5 1	77	○	㉗	
				霧越林道	1.0 1	156		㉙	
小 計		10.8 11	985						
			阿蘇市	阿蘇深葉10林道	1.5 1	86	○	①	
				小 計		1.5 1	86		
			南小国町	火焼輪地236林道	1.0 1	36	○	⑥	
				小 計		1.0 1	36		
			西原村	大野1129-2林道	1.5 1	40	○	②	
				大野1129-1林道	0.5 1	44	○	⑨	

単位 延長 : km、面積 : ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道		小 計	2.0 2	84			
			南阿蘇村	狼ヶ宇土林道	0.5 1	86	○	(8)	
				小 計	0.5 1	86			
				開 設 計	34.9 30	2,474			
拡張	舗装	林道	熊本市	三ノ岳林道	5.0 1		○		
	舗装			東門寺林道	1.9 1		○		
	舗装			大谷林道	0.7 1		○		
	舗装			金峰山林道 (天福寺側)	0.5 1		○		
				小 計	7.6 3				
	舗装 改良		山鹿市	茂田井林道	1.2 2		○		
	舗装			内田林道	0.2 1		○		
	舗装 改良			奥江林道	1.0 1		○		
	舗装	林業専用道		茂田井 45 林道	0.1 1		○		
	舗装	林道		八方ヶ岳林道	0.3 2		○		
	舗装 改良	林業専用道		奥江 34 林道	0.9 2		○		
				小 計	3.7 9				
	舗装 改良	林道	菊池市	水源林道	2.7 7		○		
	舗装			鉢ノ甲林道	1.0 1		○		

単位 延長 : km、面積 : ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	舗装	林道	菊池市	木護林道	1.0 1		○		
	舗装 改良			水源林道兜岩線	0.7 1		○		
	舗装			霧越林道	1.0 1		○		
	舗装			木護林道 23 支線	1.0 1		○		
	舗装			木護林道 26 支線 26 分線	0.5 1		○		
	舗装			木護林道 26 支線 25 分線	0.5 1		○		
	舗装	林業専用道		觀音岳林道	0.2 1		○		
	舗装			水源林道 3 支線	0.4 1		○		
	舗装 改良			水源林道 10 支線	1.0 1		○		
	舗装 改良			浦谷林道	0.9 3		○		
	舗装 改良			水源林道 (深葉側)	1.0 2		○		
	舗装	大津町		下市成林道	0.1 1		○		
				小 計	12.0 23				
	舗装 改良			北向山林道	1.0 1		○		
		南小国町		小 計	1.0 1				
	改良			黒川林道 237 支線	0.1 6		○		
	改良			火焼輪地林道	1.0 3		○		
				小 計	1.1 9				

単位 延長 : km、面積 : ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
	舗装 改良	林道	小国町	湧出山林道 241 支線	1.0 1		○		
				小 計	1.0 1				
	舗装 改良		西原村	吉無田林道	2.8 1		○		
	舗装			吉無田林道 大野支線	1.4 1		○		
				小 計	4.2 2				
		拡 張 計			30.6 48				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面 積	備 考	
		うち前半 5 年分	
総数 (実面積)	9,162	10,345	
水源涵養のための保安林	8,683	8,683	
災害防備のための保安林	2,217	2,220	
保健、風致の保存等のための保安林	689	689	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定 / 解除	種 類	森林の所在		面 積		指定又は解除を必 要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)	うち前半 5 年分			
解除	水源かん養 保安林	大津町	117	0.80	0.80	立野ダムに係る法 面対策工のため	

(3) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積 : ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
該当なし					

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

森林の所在		面 積	指定を必要とする理由	備考
市町村	区域(林班)			
該当なし				

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数	うち前半5年分	主な工種	備考
市町村	区域(林班)				
熊本市	151、158、161～ 163、166～168、 171～176、180～ 195、296、298、 299	33	27	渓間工、山腹工、 本数調整伐	
玉名市	159	1	1	本数調整伐	
山鹿市	36～50、60	16	10	渓間工、山腹工、 本数調整伐	
菊池市	3、4、11、18～ 34、105、106、 108	23	17	渓間工、山腹工、 本数調整伐	
阿蘇市	4～10、12～18	14	7	渓間工、山腹工、 本数調整伐	
玉東町	155、157	2	2	本数調整伐	
大津町	109、110、117	3	3	渓間工、山腹工、 本数調整伐	
南小国町	236、237	2	2	渓間工、 本数調整伐	
小国町	238、240	2	2	渓間工、山腹工、 本数調整伐	

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)	うち前半5年分			
高森町	222～226	5	5	溪間工、山腹工、本数調整伐	
西原村	1129～1131、1148	4	4	溪間工、山腹工、本数調整伐	
南阿蘇村	119、123～125、127	5	4	溪間工、山腹工、本数調整伐	
総 数		110	84		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源かん養 保安林	総 数		8,900.69	別記1参照		
	熊本市	170、296～299	217.23			
	山鹿市	36～51、(稻田1、上永野1、城北1、六郷4、阿佐古1)	1,782.66			
	菊池市	1～5、11、18～35、40、104～106、108、(竜門1)	2,506.28			
	阿蘇市	4～17	1,413.11			
	大津町	109、110、116、117	304.12			
	南小国町	236、237、(南小国21)	292.23			
	小国町	238、240	391.31			
	高森町	222～226	790.20			
	西原村	1129～1131、1148、(山西1～4、6、8、9)	595.78			
	南阿蘇村	119、120、122～128	607.77			

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
土砂流出防備 保安林	総数		2,026.82	別記1参照		
	熊本市	152、154、158、161～176、178～195、299	1,199.22			
	玉名市	159、160	90.23			
	山鹿市	48、67、68	139.30			
	玉東町	155、157	67.96			
	高森町	222～226	530.11			
土砂崩壊防備 保安林	総数		3.34	別記2参照		
	熊本市	182	3.34			
干害保安林	総数		163.90	別記2参照		
	熊本市	151、176、186	131.02			
	山鹿市	66	32.88			
保健保安林	総数		728.07	別記2参照		
	熊本市	162、174、176、179～181、187～191、193、298	300.93			
	山鹿市	49	8.22			
	菊池市	3～5、11、19、35、40	132.28			
	阿蘇市	5、6、8～11	162.31			
	大津町	116	77.58			
	小国町	240	46.75			
砂防指定地	総数		8.43	別記2参照		
	熊本市	163、192、193	6.43			
	西原村	1131	2.00			
国立公園 特別保護地区	総数		395.21	別記2参照		
	大津町	116	77.58			
	高森町	223、224、226	317.63			
国定公園 第1種特別地域	総数		789.21	別記2参照		
	菊池市	3～5、11	67.04			
	阿蘇市	5、6、8～11	131.02			
	小国町	240	46.75			
	高森町	226	300.79			
	南阿蘇村	122～126	243.61			

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
国定公園	総 数		196.38	別記2参照		
第2種特別地域	菊池市	3、11、19	62.21			
	大津町	117	11.84			
	高森町	225、226	94.15			
	南阿蘇村	123	28.18			
国定公園	総 数		1,024.94			
第3種特別地域	菊池市	3、11、19	121.98			
	阿蘇市	10、12	39.85			
	大津町	117	45.26			
	南小国町	234、236、237	281.44			
	小国町	240	127.82			
	高森町	222、223、225	78.09			
	南阿蘇村	119、124～128	330.50			
県立公園	総 数		15.07			
第1種特別地域	熊本市	180	15.07			
県立公園	総 数		176.24			
第2種特別地域	熊本市	154、158、161、162、 185～189、191～193	168.68			
	玉名市	159、160	4.55			
	玉東町	155	3.01			
県立公園	総 数		415.89			
第3種特別地域	熊本市	154、161、162、174、 176、177、179～181、 184～190、192、193	415.89			
鳥獣保護区	総 数		77.58			
特別保護地区	大津町	116	77.58			
都市計画区域	総 数		286.85			
風致地区	熊本市	171、174～181、192～ 195	286.85			
史跡名勝	総 数		77.58			
天然記念物	大津町	116	77.58			

注 () 書は、公有林野等官行造林地である。

2 その他必要な事項

該当なし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	施業方法
総数		10,338.92	
市町村別内訳	熊本市	151、152、154、158、161～195、296～299	1,606.46
	玉名市	159、160	90.57
	山鹿市	36～51、66～68	1,852.00
	菊池市	1～5、11、18～35、40、104～106、108	2,495.91
	阿蘇市	4～17	1,417.73
	玉東町	155、157	68.17
	大津町	109、110、116、117	304.26
	南小国町	234、236、237	281.44
	小国町	238、240	393.63
	高森町	222～226	790.66
	西原村	1129～1131、1144、1148	429.89
	南阿蘇村	119、120、122～128	608.20

2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数		4,554.02	
市町村別内訳	熊本市 151、154、158、161～165、167～195、296～298	1,087.47	長伐期施業、複層林施業（抾伐以外）、複層林施業（抾伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壤の保全機能の維持増進を図る。
	玉名市 159、160	83.41	
	山鹿市 36、39～49、66～68	402.92	
	菊池市 1～5、11、19、21、23、26～30、32～35、40、108	745.73	
	阿蘇市 4～11	743.27	
	玉東町 155、157	63.39	
	大津町 109、116、117	112.25	
	南小国町 234	0.05	
	小国町 238、240	126.50	
	高森町 222～226	790.29	
	西原村 1131、1144	19.06	
	南阿蘇村 119、122～128	379.68	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数		45.48	
市町村別内訳	熊本市 299	45.48	複層林施業（抾伐）、により、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数				3,377.12
市 町 村 別 内 訳	熊本市	154、158、161～165、167～195、298	991.49	複層林施業（抾伐）、により、保健文化機能の維持増進を図る。
	玉名市	159、160	83.41	
	山鹿市	42～46、49	64.43	
	菊池市	1～5、11、19	444.90	
	阿蘇市	4～11	743.27	
	玉東町	155、157	63.39	
	大津町	116、117	89.42	
	南小国町	234	0.05	
	小国町	240	48.56	
	高森町	223、224、226	559.35	
	西原村	1144	17.06	
	南阿蘇村	122～126	271.79	

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積 : ha

区分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積
総 数				1,873.74
市 町 村 別 内 訳	小国町	ニホンジカ	240	174.57
	高森町	ニホンジカ	223～226、(津留6)	778.08
	西原村	ニホンジカ	1129～1131、1144、1148、(山西4、8)	488.31
	南阿蘇村	ニホンジカ	124～128	432.78

注 () 書は、公有林野等官行造林地のである。

別記1 保安林の森林施業

区分	森林施業	備考
伐採の方法	主伐に係るもの 1 水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。 2 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。 3 落石防止保安林は、原則として禁伐とする。	詳細については箇所別の指定施業要件による。
	間伐に係るもの 1 主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。	
伐採の限度	主伐に係るもの 1 地形、気象、土壤等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を定める。 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で保安林指定後最初に行う箇所は10分の4以下、それ以外の箇所は10分の3以下とする。	
	間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10分の3.5以下とする。	
植栽	植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定める。	
	方法に係るもの おおむね、1ha当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。	
	期間に係るもの 伐採年度の翌年度の初日から起算して2年内に植栽する。	
	樹種に係るもの 指定施業要件で定める樹種を植栽する。	

別記2 自然公園等の森林施業

区 分		施 業 方 法 の 基 準
自然 公 園	特別保護地区	禁伐 その他の植物採取も行わないこと。
	第 1 種 特 別 地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・原則禁伐 ・風致維持に支障のない場合単木択伐 ・択伐率は現在蓄積の 10%以内
	第 2 種 特 別 地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・原則択伐 ・風致の維持に支障のない場合皆伐 一伐区面積は 2 ha 以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大することができる。 伐区は努めて分散し、更新後 5 年を経過しなければ連続して設定できない。 ・車道、歩道等の周辺は、単木択伐 ・択伐率 用材林 現在蓄積の 30%以内 薪炭林 現在蓄積の 60%以内
	第 3 種 特 別 地 域	風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。
	砂 防 指 定 地	熊本県砂防指定地管理規則による。
	鳥 獣 保 護 区 特別保護地区	鳥獣の生息、繁殖等に支障があるものは択伐とし、その程度の著しいものは禁伐。その他の森林は伐採種を定めない。
	都 市 計 画 区 域	熊本県条例による。
	風 致 地 区	
	史 跡 名 勝	禁伐
	天 然 記 念 物	詳細は、文化財保護法等による。

(附) 參 考 資 料

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：%

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/(①)×100
		総数 ②	国有林	民有林	
総数	265,759	126,024	10,736	115,288	47
市町村別内訳	熊本市	39,032	6,344	1,606	16
	荒尾市	5,737	911	—	16
	玉名市	15,260	2,581	91	17
	山鹿市	29,969	15,476	1,982	52
	菊池市	27,685	15,180	2,514	55
	阿蘇市	37,630	21,125	1,418	56
	合志市	5,319	652	26	12
	玉東町	2,433	752	68	31
	南関町	6,892	3,380	—	49
	長洲町	1,943	34	—	2
	和水町	9,878	5,158	—	52
	大津町	9,910	4,627	304	47
	菊陽町	3,746	342	—	9
	南小国町	11,590	9,289	296	80
	小国町	13,694	10,640	394	78
	高森町	17,506	13,383	812	76
	産山村	6,081	4,176	—	69
	西原村	7,722	4,593	617	59
	南阿蘇村	13,732	7,381	608	54

資料1 民有林面積は、森林法第2条民有林面積 令和2年4月1日現在（熊本県森林整備課）

2 区域面積は、土地利用現況把握調査 平成29年10月1日現在（熊本県地域振興課）

注1 国有林は、平成31年3月31日現在

2 国有林面積には林野庁所管外の森林面積を含む。

3 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温 (℃)			年間降水量 (mm)	備考 (標高m)
	最高	最低	年平均		
熊本測候所	37.1	-4.4	17.2	2,024	38
岱明測候所	37.4	-4.4	17.0	1,798	15
鹿北測候所	36.0	-6.8	15.0	2,273	119
菊池測候所	37.2	-7.4	16.0	1,999	83
阿蘇乙姫測候所	33.4	-9.4	13.2	3,139	487
南小国測候所	34.4	-9.3	13.2	2,454	448
高森測候所	32.9	-8.6	13.4	2,358	555
阿蘇山測候所	28.7	-11.8	10.4	3,146	1,142

資料 熊本地方気象台

注1 データは、各観測地点の地域気象観測システム（アメダス）による。

2 気温及び年間降水量は、平成21年～平成30年までの平均値である。

3 最高気温及び最低気温は、年間における極地の平均値である。

4 阿蘇山測候所については、平成29年12月までの平均値。（観測終了）

(3) 土地利用の現況

単位 面積 : ha

区分	総数	森林	農地			その他		
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地	
総数	265,759	126,024	62,397	35,309	27,088	77,338	22,168	
市町村別内訳	熊本市	39,032	6,344	11,530	8,180	3,350	21,158	8,931
	荒尾市	5,737	911	1,443	684	759	3,383	1,079
	玉名市	15,260	2,581	6,400	4,640	1,760	6,279	1,648
	山鹿市	29,969	15,476	6,970	4,310	2,660	7,523	1,584
	菊池市	27,685	15,180	5,940	3,780	2,160	6,565	1,920
	阿蘇市	37,630	21,125	9,190	4,510	4,680	7,315	1,208
	合志市	5,319	652	2,192	932	1,260	2,475	1,120
	玉東町	2,433	752	769	195	574	912	156
	南関町	6,892	3,380	1,464	832	632	2,048	429
	長洲町	1,943	34	676	565	111	1,233	609
	和水町	9,878	5,158	1,961	977	984	2,759	425
	大津町	9,910	4,627	2,182	842	1,340	3,101	913
	菊陽町	3,746	342	1,438	786	652	1,966	686
	南小国町	11,590	9,289	1,048	467	581	1,253	145
	小国町	13,694	10,640	1,570	678	892	1,484	212
	高森町	17,506	13,383	2,431	361	2,070	1,692	269
	産山村	6,081	4,176	937	300	637	968	51
	西原村	7,722	4,593	1,106	250	856	2,023	260
	南阿蘇村	13,732	7,381	3,150	2,020	1,130	3,201	523

資料1 総数、農地、その他は、土地利用現況把握調査 平成29年10月1日現在（熊本県地域振興課）

2 森林は、九州森林管理局計画課調べ 平成31年3月31日現在及び熊本県森林整備課調べ 令和2年4月1日現在の合計

注 森林面積は森林法第2条で定義された森林の面積である。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区分	総 数	第1次産業				第2次 産業	第3次 産業	
		計	農業	林業	水産業			
市町村別内訳	総 数	4,160,152	105,397	95,626	4,331	5,440	1,065,155	2,989,600
	熊本市	2,450,026	31,063	27,035	341	3,686	312,326	2,106,637
	荒尾市	107,775	1,366	1,152	28	186	19,980	86,429
	玉名市	178,908	14,477	13,228	137	1,112	35,505	128,926
	山鹿市	155,748	10,678	9,647	843	187	49,740	95,330
	菊池市	190,689	15,934	15,270	597	67	75,330	99,425
	阿蘇市	107,696	7,591	7,168	423	—	41,556	58,549
	合志市	232,839	3,675	3,657	18	—	123,578	105,586
	玉東町	9,940	1,486	1,465	21	—	2,320	6,134
	南関町	48,744	1,289	1,050	239	—	32,775	14,680
	長洲町	80,126	683	515	1	167	54,284	25,159
	和水町	28,253	2,573	2,266	307	—	10,886	14,794
	大津町	130,518	2,986	2,869	117	—	52,196	75,336
	菊陽町	325,682	2,287	2,275	12	—	222,978	100,417
	南小国町	12,104	798	612	186	—	970	10,336
	小国町	21,237	1,672	1,325	347	—	2,044	17,521
	高森町	16,762	1,895	1,514	347	34	3,763	11,104
	産山村	5,025	745	641	104	—	2,047	2,233
	西原村	27,949	1,572	1,459	113	—	15,314	11,063
	南阿蘇村	30,126	2,626	2,477	149	—	7,561	19,939

資料 熊本県統計協会 平成28年度「市町村民経済計算報告書」

注1 一部市町村の水産業の計は秘匿情報であり、林業に合算して計上している。

2 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しないことがある。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区分	総数	第1次産業				第2次 産業	第3次 産業	
		計	農業	林業	水産業			
市町村別内訳	総 数	558,129	39,780	37,752	934	1,094	113,159	387,648
	熊本市	340,861	12,472	11,473	262	737	55,443	257,637
	荒尾市	22,476	958	893	2	63	6,137	15,137
	玉名市	31,192	5,170	4,973	7	190	7,861	17,819
	山鹿市	25,569	4,219	4,157	50	12	6,628	14,621
	菊池市	23,813	4,165	4,042	123	—	6,222	13,126
	阿蘇市	13,516	2,402	2,274	127	1	2,987	8,080
	合志市	26,416	1,383	1,354	26	3	6,950	17,798
	玉東町	2,679	620	617	1	2	627	1,430
	南関町	4,678	720	708	10	2	1,538	2,409
	長洲町	7,253	393	335	—	58	2,787	4,007
	和水町	4,870	965	955	10	—	1,317	2,567
	大津町	16,265	1,241	1,207	34	—	5,402	9,382
	菊陽町	19,246	932	916	15	1	5,765	12,013
	南小国町	2,310	509	455	54	—	327	1,469
	小国町	3,928	715	613	102	—	614	2,589
	高森町	3,157	782	709	61	12	571	1,797
	産山村	822	319	303	16	—	114	389
	西原村	3,679	583	574	8	1	953	2,134
	南阿蘇村	5,399	1,232	1,194	26	12	916	3,244

資料 総務省統計局「平成27年国勢調査」

注 総数には「分類不能」の産業に従事するものを含む。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分			総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			10,687.41	3,021	56	291.23	17		103.04	5		65.76	2		81.96	6	1	
人工林立木地	総数	総数	9,941.54	3,021	56	291.23	17		103.04	5		65.76	2		81.96	6	1	
		針	6,692.31	2,345	52	270.75	17		87.41	5		41.76	2		45.94	4		
		広	3,249.23	676	4	20.48			15.63			24.00	1		36.02	2		
		総数	7,196.38	2,477	54	275.50	17		90.97	5		65.76	2		76.13	5	1	
	育成林	針	6,478.51	2,295	52	270.75	17		87.41	5		41.76	2		45.94	4		
		広	717.87	182	2	4.75			3.56			24.00	1		30.19	2		
		総数	6,902.65	2,381	53	70.37			32.02			63.37	2		74.81	5	1	
	育成林	針	6,189.70	2,205	51	65.62			28.46			39.37	2		45.94	4		
		広	712.95	176	2	4.75			3.56			24.00	1		28.87	1		
		(育成林)	(293.73)															
天然林立木地	育成林	総数	293.73	96	1	205.13	17		58.95	5		2.39			1.32			
		針	288.81	90	1	205.13	17		58.95	5		2.39			1.32			
		広	4.92	6														
	育成林	総数	2,745.16	545	2	15.73			12.07						5.83			
		針	213.80	51														
		広	2,531.36	494	2	15.73			12.07						5.83			
	育成林	総数	17.00			4.22			12.07									
		針																
		広	17.00			4.22			12.07									
	育成林	総数	111.91	25														
		針	37.87	9														
		広	74.04	17														
天然林生立木地	天然林	総数	2,616.25	519	2	11.51									5.83			
		針	175.93	42														
		広	2,440.32	477	2	11.51									5.83			
竹林			22.11															
無立木地			745.87															

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分		5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級			
		面積	材積	成長量													
総数		155.52	18	2	257.93	44	3	485.21	117	7	520.67	170	8	506.17	169	5	
人工林	総数	155.52	18	2	257.93	44	3	485.21	117	7	520.67	170	8	506.17	169	5	
		針	89.71	13	1	172.71	36	3	355.01	102	6	486.08	165	7	473.56	164	5
		広	65.81	5		85.22	9		130.20	15	1	34.59	4		32.61	5	
		総数	147.28	17	2	213.81	40	3	422.09	110	6	511.00	168	8	481.94	166	5
	育成林	針	89.71	13	1	172.47	36	3	355.01	102	6	486.08	165	7	473.48	164	5
		広	57.57	4		41.34	4		67.08	8		24.92	3		8.46	2	
		総数	144.25	17	2	203.76	38	3	418.45	109	6	503.78	166	7	480.94	166	5
	育成林	針	86.68	13	1	163.68	34	3	353.71	102	6	478.86	163	7	472.48	164	5
		広	57.57	4		40.08	4		64.74	7		24.92	3		8.46	2	
		総数	3.03			10.05	2		3.64	1		7.22	2		1.00		
立木地	育成林	針	3.03			8.79	2		1.30			7.22	2		1.00		
		広				1.26			2.34								
		総数	8.24	1		44.12	5		63.12	7		9.67	1		24.23	3	
	天然林	針				0.24									0.08		
		広	8.24	1		43.88	4		63.12	7		9.67	1		24.15	3	
		総数	0.71														
	育成林	針															
		広	0.71														
		総数	0.42			4.16	1										
	育成林	針															
		広	0.42			4.16	1										
		天林	7.11	1		39.96	4		63.12	7		9.67	1		24.23	3	
	天然林	針				0.24									0.08		
		広	7.11	1		39.72	4		63.12	7		9.67	1		24.15	3	
		竹林															
無立木地																	

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分			10歳級			11歳級			12歳級			13歳級			14歳級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			920.42	345	8	1,248.14	440	8	951.21	371	6	945.97	361	4	774.25	267	3	
人工林	総数	総数	920.42	345	8	1,248.14	440	8	951.21	371	6	945.97	361	4	774.25	267	3	
		針	851.51	332	8	995.06	396	8	823.53	342	5	773.15	314	4	464.82	193	2	
		広	68.91	13		253.08	44		127.68	29		172.82	47		309.43	75	1	
		総数	878.44	339	8	1,029.39	412	8	861.81	355	5	838.51	339	4	538.28	220	2	
		針	847.80	332	8	972.15	393	7	819.70	341	5	756.91	310	4	456.22	191	2	
		広	30.64	7		57.24	20		42.11	14		81.60	29		82.06	29		
	育成林	総数	877.44	333	8	1,029.39	400	7	861.81	344	5	838.51	322	4	538.28	207	2	
		針	846.80	326	8	972.15	381	7	819.70	330	5	756.91	294	4	456.22	179	2	
		広	30.64	7		57.24	19		42.11	14		81.60	28		82.06	28		
	育成林	総数	(15.50)			(47.58)			(42.21)			(77.50)			(56.61)			
		針	1.00	5				13			11			17		13		
		広	1.00	5				12			11			16		12		
		総数												1		1		
立木地	天然林	総数	41.98	6		218.75	28		89.40	15		107.46	22		235.97	47		
		針	3.71	1		22.91	4		3.83	1		16.24	4		8.60	2		
		広	38.27	6		195.84	24		85.57	14		91.22	18		227.37	45		
	育成林	総数																
		針																
		広																
	育成林	総数	6.56	1		35.22	6					13.73	4					
		針	1.94			15.09	3					4.12	1					
		広	4.62	1		20.13	4					9.61	3					
	天然林	総数	35.42	5		183.53	22		89.40	15		93.73	18		235.97	47		
		針	1.77			7.82	1		3.83	1		12.12	3		8.60	2		
		広	33.65	5		175.71	21		85.57	14		81.61	15		227.37	45		
竹林																		
無立木地																		

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分			15歳級			16歳級			17歳級			18歳級			19歳級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
	総数		311.38	87	1	156.49	51		289.33	88		240.26	75		129.43	33		
人工林立木地	総数	総数	311.38	87	1	156.49	51		289.33	88		240.26	75		129.43	33		
		針	114.53	41		81.95	30		159.29	56		156.38	51		37.69	13		
		広	196.85	46		74.54	21		130.04	33		83.88	24		91.74	21		
		総数	103.75	42		98.70	38		179.03	62		186.36	63		36.79	13		
	育成林	針	82.58	33		78.03	29		145.69	52		146.84	49		28.45	10		
		広	21.17	9		20.67	9		33.34	10		39.52	14		8.34	3		
		総数	103.75	40		98.70	34		179.03	60		186.36	63		36.79	13		
	育成林	針	82.58	32		78.03	27		145.69	50		146.84	49		28.45	10		
		広	21.17	8		20.67	7		33.34	10		39.52	14		8.34	3		
		(8.29)				(18.78)			(11.18)									
	育成林	総数			2			4			2							
		針			1			2			2							
		広			1			2										
天然林	総数	総数	207.63	46		57.79	13		110.30	26		53.90	13		92.64	20		
		針	31.95	8		3.92	1		13.60	4		9.54	3		9.24	2		
		広	175.68	38		53.87	12		96.70	23		44.36	10		83.40	18		
	育成林	総数																
		針																
		広																
	育成林	総数	16.20	4		1.53	1		12.69	4		11.94	3		3.74	1		
		針	5.79	1		0.46			3.74	1		3.74	1		1.49			
		広	10.41	2		1.07			8.95	3		8.20	2		2.25	1		
	天然林	総数	191.43	42		56.26	12		97.61	22		41.96	9		88.90	19		
		針	26.16	7		3.46	1		9.86	2		5.80	2		7.75	2		
		広	165.27	35		52.80	11		87.75	20		36.16	8		81.15	17		
竹林																		
無立木地																		

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha、材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分		20歳級			21歳級以上			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
	総数	97.84	28		1,409.33	326		
立木地	人工林	総数	97.84	28	1,409.33	326		
		針	42.22	16	169.25	55		
		広	55.62	12	1,240.08	272		
	育成林	総数	41.49	16	119.35	46		
		針	38.14	15	83.39	33		
		広	3.35	1	35.96	13		
	天然林	総数	41.49	16	119.35	44		
		針	38.14	15	83.39	31		
		広	3.35	1	35.96	13		
	育成林	総数			(16.08)			
		針			2			
		広			2			
竹林	人工林	総数	56.35	12	1,289.98	280		
		針	4.08	1	85.86	21		
		広	52.27	11	1,204.12	259		
	天然林	総数						
		針						
		広						
	育成林	総数			5.72	1		
		針			1.50			
		広			4.22	1		
	天然林	総数	56.35	12	1,284.26	279		
		針	4.08	1	84.36	21		
		広	52.27	11	1,199.90	258		
竹林								
無立木地								

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 ()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

単位 面積: ha、材積: m³、成長量: m³/年

区分		立木地								無立木地等				計		
		人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地			
制限林	面積	育成单層林	育成複層林	計	育成单層林	育成複層林	天然生林	計	竹林							
		針	6,128.29	288.81	6,417.10		37.87	175.93	213.80		6,630.90					
		広	706.09	4.92	711.01	17.00	74.04	2,439.36	2,530.40		3,241.41					
	材積	計	6,834.38	293.73	7,128.11	17.00	111.91	2,615.29	2,744.20	22.11	9,872.31	124.34		586.28	710.62	10,582.93
		針	2,183,032	89,946	2,272,978		8,554	42,206	50,760		2,323,738				2,323,738	
		広	173,883	5,946	179,829	48	16,765	476,940	493,753		673,582				673,582	
	成長量	計	2,356,915	95,892	2,452,807	48	25,319	519,146	544,513		2,997,320				2,997,320	
		針	50,250.2	1,188.0	51,438.2		94.1	180.8	274.9		51,713.1				51,713.1	
		広	2,027.4	57.6	2,085.0	3.3	127.2	1,792.2	1,922.7		4,007.7				4,007.7	
	普通林	計	52,277.6	1,245.6	53,523.2	3.3	221.3	1,973.0	2,197.6		55,720.8				55,720.8	
計	面積	針	61.41		61.41						61.41					
		広	6.86		6.86		0.96	0.96			7.82					
		計	68.27		68.27		0.96	0.96			69.23			35.25	35.25	104.48
	材積	針	21,704		21,704						21,704				21,704	
		広	2,280		2,280		152	152			2,432				2,432	
		計	23,984		23,984		152	152			24,136				24,136	
	成長量	針	409.3		409.3						409.3				409.3	
		広	18.7		18.7		0.8	0.8			19.5				19.5	
		計	428.0		428.0		0.8	0.8			428.8				428.8	

注1 人工林及び天然林で生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積: ha、材積: m³、成長量: m³/年

市 町 村	区分	立木地								無立木地等				計	
		人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地区		
		育成单層林	育成複層林	計	育成单層林	育成複層林	天然生林								
熊本市	面積	針 991.45	13.74	1,005.19		5.27	7.53	12.80		1,017.99					
		広 172.15	2.34	174.49	2.47	11.60	318.74	332.81		507.30					
		計 1,163.60	16.08	1,179.68	2.47	16.87	326.27	345.61	20.88	1,525.29	25.48		34.81	60.29	1,585.58
	材積	針 326,244	5,327	331,571		1,596	1,697	3,293		334,864					334,864
		広 44,013	394	44,407		3,198	56,264	59,462		103,869					103,869
		計 370,257	5,721	375,978		4,794	57,961	62,755		438,733					438,733
	成長量	針 7,016.4	147.1	7,163.5		15.1	18.8	33.9		7,197.4					7,197.4
		広 495.1	12.6	507.7		29.7	456.1	485.8		993.5					993.5
		計 7,511.5	159.7	7,671.2		44.8	474.9	519.7		8,190.9					8,190.9
玉名市	面積	針 61.16		61.16			0.04	0.04		61.20					
		広 11.65		11.65			16.95	16.95		28.60					
		計 72.81		72.81			16.99	16.99		89.80			0.77	0.77	90.57
	材積	針 21,915		21,915			8	8		21,923					21,923
		広 505		505			3,863	3,863		4,368					4,368
		計 22,420		22,420			3,871	3,871		26,291					26,291
	成長量	針 299.3		299.3			0.1	0.1		299.4					299.4
		広 41.0		41.0			13.7	13.7		54.7					54.7
		計 340.3		340.3			13.8	13.8		354.1					354.1
山鹿市	面積	針 1,434.00	55.15	1,489.15		0.68	22.11	22.79		1,511.94					
		広 74.45		74.45	0.71	3.46	319.99	324.16		398.61					
		計 1,508.45	55.15	1,563.60	0.71	4.14	342.10	346.95		1,910.55	37.23			34.00	71.23
	材積	針 560,542	19,722	580,264		206	5,392	5,598		585,862					585,862
		広 18,337	167	18,504	48	529	66,590	67,167		85,671					85,671
		計 578,879	19,889	598,768	48	735	71,982	72,765		671,533					671,533
	成長量	針 11,550.0	208.1	11,758.1		0.7	34.7	35.4		11,793.5					11,793.5
		広 220.1	1.7	221.8	3.3	11.6	323.4	338.3		560.1					560.1
		計 11,770.1	209.8	11,979.9	3.3	12.3	358.1	373.7		12,353.6					12,353.6
菊池市	面積	針 1,654.04	71.02	1,725.06		1.78	46.02	47.80		1,772.86					
		広 184.83		184.83	8.95	3.92	438.35	451.22		636.05					
		計 1,838.87	71.02	1,909.89	8.95	5.70	484.37	499.02		2,408.91	49.79			55.41	105.20
	材積	針 604,262	17,095	621,357		488	11,937	12,425		633,782					633,782
		広 46,150	3,870	50,020		1,059	95,036	96,095		146,115					146,115
		計 650,412	20,965	671,377		1,547	106,973	108,520		779,897					779,897
	成長量	針 14,276.1	137.6	14,413.7		3.8	53.6	57.4		14,471.1					14,471.1
		広 507.0	23.0	530.0		4.3	393.3	397.6		927.6					927.6
		計 14,783.1	160.6	14,943.7		8.1	446.9	455.0		15,398.7					15,398.7

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

市 町 村	区分	立木地								無立木地等				計	
		人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地区		
		育成单層林	育成複層林	計	育成单層林	育成複層林	天然生林								
阿蘇市	面積	針	774.36	96.41	870.77		11.40	54.56	65.96		936.73				
		広	123.10	2.58	125.68		24.35	308.24	332.59		458.27				
		計	897.46	98.99	996.45		35.75	362.80	398.55	0.70	1,395.00	7.03		15.00	22.03 1,417.03
	材積	針	272,942	27,309	300,251		2,854	15,151	18,005		318,256				318,256
		広	36,314	1,515	37,829		6,137	75,220	81,357		119,186				119,186
		計	309,256	28,824	338,080		8,991	90,371	99,362		437,442				437,442
	成長量	針	7,966.9	417.8	8,384.7		25.7	40.1	65.8		8,450.5				8,450.5
		広	386.8	20.3	407.1		36.0	196.6	232.6		639.7				639.7
		計	8,353.7	438.1	8,791.8		61.7	236.7	298.4		9,090.2				9,090.2
玉東町	面積	針	65.27		65.27			0.18	0.18		65.45				
		広	0.59		0.59			1.92	1.92		2.51				
		計	65.86		65.86			2.10	2.10		67.96			0.21	0.21 68.17
	材積	針	24,181		24,181			37	37		24,218				24,218
		広	158		158			345	345		503				503
		計	24,339		24,339			382	382		24,721				24,721
	成長量	針	425.0		425.0			0.6	0.6		425.6				425.6
		広	2.2		2.2			4.3	4.3		6.5				6.5
		計	427.2		427.2			4.9	4.9		432.1				432.1
大津町	面積	針	115.38		115.38			3.21	4.55		7.76	123.14			
		広	13.32		13.32			7.47	126.20		133.67	146.99			
		計	128.70		128.70			10.68	130.75		141.43	270.13		34.13	34.13 304.26
	材積	針	41,590		41,590			936	911		1,847	43,437			43,437
		広	3,938		3,938			2,185	25,051		27,236	31,174			31,174
		計	45,528		45,528			3,121	25,962		29,083	74,611			74,611
	成長量	針	808.5		808.5			4.6			4.6	813.1			813.1
		広	44.9		44.9			6.5	33.0		39.5	84.4			84.4
		計	853.4		853.4			11.1	33.0		44.1	897.5			897.5
南小国町	面積	針	188.15	28.79	216.94			0.27	2.04		2.31	219.25			
		広	19.38		19.38	0.65		0.41	45.00		46.06	65.44			
		計	207.53	28.79	236.32	0.65		0.68	47.04		48.37	284.69	4.81	6.13	10.94 295.63
	材積	針	67,251	12,413	79,664			76	429		505	80,169			80,169
		広	5,474		5,474			115	9,411		9,526	15,000			15,000
		計	72,725	12,413	85,138			191	9,840		10,031	95,169			95,169
	成長量	針	2,054.1	210.1	2,264.2			0.6	0.3		0.9	2,265.1			2,265.1
		広	76.4		76.4			0.7	9.1		9.8	86.2			86.2
		計	2,130.5	210.1	2,340.6			1.3	9.4		10.7	2,351.3			2,351.3

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

市 町 村	区分	立木地								無立木地等				計	
		人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地区		
		育成单層林	育成複層林	計	育成单層林	育成複層林	天然生林								
小国町	面積	針	180.65	180.65			1.73	1.73	182.38						
		広	23.28	23.28	1.35		134.27	135.62	158.90					52.35	52.35
		計	203.93	203.93	1.35		136.00	137.35	341.28					393.63	
	材積	針	70,746	70,746			360	360	71,106					71,106	
		広	4,169	4,169			27,185	27,185	31,354					31,354	
		計	74,915	74,915			27,545	27,545	102,460					102,460	
	成長量	針	2,210.7	2,210.7			1.4	1.4	2,212.1					2,212.1	
		広	66.2	66.2			12.3	12.3	78.5					78.5	
		計	2,276.9	2,276.9			13.7	13.7	2,290.6					2,290.6	
高森町	面積	針	105.86	105.86		14.51	10.95	25.46	131.32						
		広	37.16	37.16		20.65	275.41	296.06	333.22						
		計	143.02	143.02		35.16	286.36	321.52	464.54					347.74	347.74
	材積	針	32,165	32,165		2,301	1,245	3,546	35,711					35,711	
		広	9,546	9,546		3,265	28,399	31,664	41,210					41,210	
		計	41,711	41,711		5,566	29,644	35,210	76,921					76,921	
	成長量	針	345.7	345.7		43.6	19.0	62.6	408.3					408.3	
		広	67.0	67.0		38.4	214.8	253.2	320.2					320.2	
		計	412.7	412.7		82.0	233.8	315.8	728.5					728.5	
西原村	面積	針	470.82	470.82		0.75	6.09	6.84	477.66						
		広	36.38	36.38	2.87	2.18	64.35	69.40	105.78						
		計	507.20	507.20	2.87	2.93	70.44	76.24	583.44					33.26	33.26
	材積	針	135,997	135,997		97	779	876	136,873					136,873	
		広	5,701	5,701		277	9,883	10,160	15,861					15,861	
		計	141,698	141,698		374	10,662	11,036	152,734					152,734	
	成長量	針	2,699.2	2,699.2			6.1	6.1	2,705.3					2,705.3	
		広	81.3	81.3			92.4	92.4	173.7					173.7	
		計	2,780.5	2,780.5			98.5	98.5	2,879.0					2,879.0	
南阿蘇村	面積	針	148.56	23.70	172.26		20.13	20.13	192.39						
		広	16.66		16.66		390.90	390.90	407.56						
		計	165.22	23.70	188.92		411.03	411.03	0.53	599.95				7.72	7.72
	材積	針	46,901	8,080	54,981		4,260	4,260	59,241					59,241	
		広	1,858		1,858		79,845	79,845	81,703					81,703	
		計	48,759	8,080	56,839		84,105	84,105	140,944					140,944	
	成長量	針	1,007.6	67.3	1,074.9		6.1	6.1	1,081.0					1,081.0	
		広	58.1		58.1		44.0	44.0	102.1					102.1	
		計	1,065.7	67.3	1,133.0		50.1	50.1	1,183.1					1,183.1	

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

市 町 村	区分	立木地								無立木地等				計		
		人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の 土 地			
		育成单層林	育成複層林	計	育成单層林	育成複層林	天然生林									
森林 計 画 計	面積	針	6,189.70	288.81	6,478.51		37.87	175.93	213.80		6,692.31					
		広	712.95	4.92	717.87	17.00	74.04	2,440.32	2,531.36		3,249.23					
		計	6,902.65	293.73	7,196.38	17.00	111.91	2,616.25	2,745.16	22.11	9,941.54	124.34		621.53	745.87	10,687.41
	材積	針	2,204.736	89,946	2,294,682		8,554	42,206	50,760		2,345,442					2,345,442
		広	176,163	5,946	182,109	48	16,765	477,092	493,905		676,014					676,014
		計	2,380,899	95,892	2,476,791	48	25,319	519,298	544,665		3,021,456					3,021,456
	成長量	針	50,659.5	1,188.0	51,847.5		94.1	180.8	274.9		52,122.4					52,122.4
		広	2,046.1	57.6	2,103.7	3.3	127.2	1,793.0	1,923.5		4,027.2					4,027.2
		計	52,705.6	1,245.6	53,951.2	3.3	221.3	1,973.8	2,198.4		56,149.6					56,149.6

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積 : ha

区分	市町村											
	熊本市	玉名市	山鹿市	菊池市	阿蘇市	玉東町						
保 安 林	水源かん養保安林	217.23		1,782.66	2,506.28	1,413.11						
	土砂流出防備保安林	1,199.22	90.23	(12.82)	126.48					67.96		
	土砂崩壊防備保安林	3.34										
	飛砂防備保安林											
	防風保安林											
	水害防備保安林											
	潮害防備保安林											
	干害防備保安林	131.02		32.88								
	防雪保安林											
	防霧保安林											
	なだれ防止保安林											
	落石防止保安林											
	防火保安林											
	魚つき保安林											
	航行目標保安林											
	保健保安林	(296.86)	4.07		(8.22)		(132.28)		(162.31)			
	風致保安林											
	計	(296.86)	1,554.88	90.23	(21.04)	1,942.02	(132.28)	2,506.28	(162.31)	1,413.11	67.96	
国 立 公 園	保安施設地区											
	砂防指定地	(6.41)	0.02									
	特別保護地区											
	第一種特別地域						(67.02)	0.02	(131.02)			
	第二種特別地域						(62.21)					
	第三種特別地域						(121.66)	0.32	(39.74)	0.11		
	地種区分未定地域											
	計						(250.89)	0.34	(170.76)	0.11		
	特別保護地区											
	第一種特別地域											
都 道 府 県 公 園 立	第二種特別地域											
	第三種特別地域											
	地種区分未定地域											
	計											
	第一種特別地域	(14.35)	0.72									
	第二種特別地域	(167.11)	1.57	(4.55)						(3.01)		
	第三種特別地域	(379.38)	36.51									
	地種区分未定地域											
	計	(560.84)	38.80	(4.55)						(3.01)		
	原生自然環境保全地域											
自 然 保 護 区 立	自然環境保全地域特別地区											
	都道府県自然環境保全地域特別地区											
	鳥獣保護区特別保護地区											
	緑地保全地区											
	風致地区	(283.16)	3.69									
	特別母樹林											
	史跡名勝天然記念物											
	種の保存法による管理地区											
	その他											
	合計	(1,147.27)	1,597.39	(4.55)	90.23	(21.04)	1,942.02	(383.17)	2,506.62	(333.07)	1,413.22	(3.01)

単位 面積 : ha

区分	市町村							
	大津町	南小国町	小国町	高森町	西原村	南阿蘇村		
保 安 林	水源かん養保安林	304.12	292.23	391.31	790.20	595.78	607.77	
	土砂流出防備保安林			(530.11)				
	土砂崩壊防備保安林							
	飛砂防備保安林							
	防風保安林							
	水害防備保安林							
	潮害防備保安林							
	干害防備保安林							
	防雪保安林							
	防霧保安林							
	なだれ防止保安林							
	落石防止保安林							
	防火保安林							
	魚つき保安林							
	航行目標保安林							
	保健保安林	(77.58)		(46.75)				
	風致保安林							
	計	(77.58)	304.12	292.23	(46.75)	391.31	(530.11)	790.20
保安施設地区								595.78
								607.77
砂防指定地	特別保護地区	(77.58)						
	第一種特別地域							
	第二種特別地域	(11.84)			(46.75)			
	第三種特別地域	(45.26)		(278.04)	3.40	(125.92)		
	地種区分未定地域							
	計	(134.68)		(278.04)	3.40	(172.67)		
	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
	計							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
	計							
自然環境保全地域	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
	計							
	原生自然環境保全地域							
	自然環境保全地域特別地区							
	都道府県自然環境保全地域特別地区							
	鳥獣保護区特別保護地区	(77.58)						
	緑地保全地区							
	風致地区							
	特別母樹林							
	史跡名勝天然記念物	(77.58)						
	種の保存法による管理地区							
	その他							
	合計	(367.42)	304.12	(278.04)	295.63	(219.42)	393.21	(1,320.31)

区分	単位 面積 : ha	
	市町村	合計
保 安 林	水源かん養保安林	8,900.69
	土砂流出防備保安林	(542.93) 1,483.89
	土砂崩壊防備保安林	3.34
	飛砂防備保安林	
	防風保安林	
	水害防備保安林	
	潮害防備保安林	
	干害防備保安林	163.90
	防雪保安林	
	防霧保安林	
	なだれ防止保安林	
	落石防止保安林	
	防火保安林	
	魚つき保安林	
	航行目標保安林	
	保健保安林	(724.00) 4.07
	風致保安林	
	計	(1,266.93) 10,555.89
国 立 公 園	保安施設地区	
	砂防指定地	(8.41) 0.02
	特別保護地区	(395.21)
	第一種特別地域	(789.02) 0.19
	第二種特別地域	(196.15) 0.23
	第三種特別地域	(1,018.72) 6.22
	地種区分未定地域	
	計	(2,399.10) 6.64
	特別保護地区	
	第一種特別地域	
国 定 公 園	第二種特別地域	
	第三種特別地域	
	地種区分未定地域	
	計	
都 道 府 県 公 園 立	第一種特別地域	(14.35) 0.72
	第二種特別地域	(174.67) 1.57
	第三種特別地域	(379.38) 36.51
	地種区分未定地域	
	計	(568.40) 38.80
原生自然環境保全地域		
自然環境保全地域特別地区		
都道府県自然環境保全地域特別地区		
鳥獣保護区特別保護地区		
緑地保全地区		
風致地区		
特別母樹林		
史跡名勝天然記念物		
種の保存法による管理地区		
その他		
合計		10,605.04
(4,681.16)		

(5) 樹種別材積表

単位 材積 : m³

樹種	林種	人工林	天然林	計
針葉樹	スギ	1,155,402	12,322	1,167,724
	ヒノキ	1,112,085	11,260	1,123,345
	サワラ	383	130	513
	カラマツ	3,147	350	3,497
	アカマツ	17,869	11,385	29,254
	クロマツ	2,014	2,228	4,242
	モミ	138	8,651	8,789
	ツガ類	50	4,313	4,363
	他針葉樹	3,594	121	3,715
小計		2,294,682	50,760	2,345,442
広葉樹	ブナ	55	6,326	6,381
	クリ	135	4,676	4,811
	カシ類	1,998	12,253	14,251
	クヌギ	11,895	3,357	15,252
	ナラ類	665	14,743	15,408
	カンバ類	17	—	17
	カエデ類	461	1,507	1,968
	タモ類	22	—	22
	他広葉樹	166,722	451,043	617,765
小計		181,970	493,905	675,875
合計		2,476,652	544,665	3,021,317

注 平成31年3月31日現在

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積 : ha

区分	荒廃地	荒廃危険地
総数	15.32	5.27
市内町村別	熊本市	0.40
	山鹿市	3.23
	菊池市	5.43
	阿蘇市	1.16
	大津町	0.97
	小国町	0.08
	高森町	3.34
	西原村	0.05
	南阿蘇村	0.66

資料 熊本森林管理署(平成31年3月31日現在)

(7) 森林の被害

単位 面積 : ha

種類	風害		
年度	H28	H29	H30
総数	0.22	0.50	—
別市内町村訳村	熊本市	—	0.15
	山鹿市	0.22	0.33
	西原村	—	0.02

資料 熊本森林管理署(平成31年3月31日現在)

(8) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役員・専従職員数	出資金総額	組合員所有森林面積	備考
森林組合	总数	5	11,960	109	713,524	84,574
	荒尾市					
	玉名市					
	玉東町	玉名	1,445	5	33,271	4,898
	南関町					
	長洲町					
	和水町					
	山鹿市	鹿本	2,076	10	178,283	12,370
	菊池市					
	合志市	菊池	1,841	19	100,524	10,071
	大津町					
	菊陽町					
	阿蘇市	阿蘇	5,871	42	350,446	51,567
	南小国町					
生産森林組合	高森町					
	産山村					
	西原村					
	南阿蘇村					
	小国町	小国町	727	33	51,000	5,668
	总数					
	該当なし					

資料 熊本県団体支援課 H30森林組合一斉調査 平成30年5月31日現在

(2) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業		木材・木製品製造業		その他		
			うち素材市場	製造業	その他				
					プロセス製造	集成材加工			
总数	17	23	146	7	39	10	1	10	-
市町村別内訳	熊本市	3	1	51	2	12	6	-	-
	荒尾市	-	-	8	-	3	-	1	1
	玉名市	-	1	8	-	2	-	-	-
	山鹿市	1	2	11	1	5	2	-	3
	菊池市	4	6	9	1	3	1	-	-
	阿蘇市	4	8	9	-	-	-	-	-
	合志市	-	-	3	-	1	1	-	-
	玉東町	-	-	-	-	-	-	-	-
	南関町	-	-	6	-	3	-	-	1
	長洲町	-	-	2	-	-	-	-	-
	和水町	2	2	5	-	3	-	-	1
	大津町	1	1	7	-	3	-	-	-
	菊陽町	-	-	2	-	-	-	-	-
	南小国町	-	-	3	1	1	-	-	1
	小国町	1	1	9	1	2	-	-	2
	高森町	-	-	3	1	-	-	-	-
	産山村	1	1	-	-	-	-	-	-
	西原村	-	-	4	-	-	-	-	-
	南阿蘇村	-	-	6	-	1	-	-	1

資料 熊本県林業振興課調べ 令和元年5月末現在

(3) 林業労働力の概況

単位 人

区 分	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	合 計
総 数	4	24	55	46	93	82	84	137	135	106	86	42	22	11	7	934
熊本市	1	7	18	12	29	39	37	45	38	16	7	4	4	3	2	262
荒尾市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	2
玉名市	—	—	—	1	1	—	1	—	2	2	—	—	—	—	—	7
山鹿市	—	2	4	4	4	5	6	2	8	8	5	1	1	—	—	50
菊池市	2	8	4	7	18	9	5	9	15	20	13	6	5	2	—	123
阿蘇市	—	2	13	4	11	4	3	21	16	20	23	5	3	2	—	127
合志市	—	—	2	1	6	3	2	3	5	1	2	1	—	—	—	26
玉東町	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
南関町	—	—	1	—	3	—	2	3	—	1	—	—	—	—	—	10
長洲町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
和水町	—	—	1	3	—	—	—	3	2	—	1	—	—	—	—	10
大津町	—	1	1	2	2	2	1	6	11	3	3	1	—	—	1	34
菊陽町	1	—	—	1	—	—	3	7	1	1	1	—	—	—	—	15
南小国町	—	—	3	3	7	—	4	8	6	8	8	4	2	1	—	54
小国町	—	—	6	5	7	10	9	13	14	14	14	7	3	—	—	102
高森町	—	3	1	2	2	4	7	9	6	7	7	8	2	2	1	61
産山村	—	—	—	—	—	—	1	4	3	1	2	1	1	1	2	16
西原村	—	1	—	1	—	1	1	—	1	1	—	1	—	—	1	8
南阿蘇村	—	—	1	—	2	5	2	4	7	2	—	2	1	—	—	26

資料 熊本県林業統計要覧 平成29年度版

(4) 林業機械化の概況

単位 数量：台、セット(索道)

機械種名	説明	数量	備考
索道	重力式	—	
	動力式	14	
集材機	小型集材機	53	
	大型集材機	22	
モノケーブル	ジグザグ集材施設	1	
リモコンワインチ	リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機	8	
自走式搬機		55	
モノレール	懸垂式含む	—	
小型運材車	動力20ps未満	590	
	動力20ps以上	6	
ホイールタイプトラクタ	林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	6	
クローラタイプトラクタ	上記でクローラタイプのもの	—	
育林用トラクタ	主として地拵え等の育林作業用	1	
フォークリフト		67	
フォークローダ		3	
クレーン	運材機能なし	2	
	運材機能あり	50	
グラップル	運材機能なし	43	
	運材機能あり	34	
トラクタショベル	搬出、育林用等に係わる土工用	1	
ショベル系掘削機械	搬出、育林用等に係わる土工用	34	
チェンソー		4,564	
チェンソーリモコン装置	リモコンチェンソー架台	—	
刈払機	携帯式刈払機	5,323	
植穴掘機		5	
動力枝打機	自動木登り式	44	
	背負い式等の上記以外のもの	9	
樹木粉碎機	伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械	13	
苗畠用トラクタ		—	
フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する自走式機械	—	
スキッダ	牽引式集材専用のトラクタ	17	
プロセッサ	枝払い、玉切りする自走式機械	11	
ハーベスター	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械	25	
フォワーダ	積載式集材専用車両	—	
タワーヤード	元柱を具備した自走式機械	5	
スイングヤード	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	3	
グラップルソー	巻立、玉切りする自走式機械	1	
その他の高性能林業機械	従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能林業機械	—	

資料 平成29年度林業機械・器具現況調査による。

(5) 作業路網の整備の概況

単位 m

区分		路線数	延長	備考
総数		69	118,696	
市町村別内訳	熊本市	12	12,626	
	玉名市	1	218	
	山鹿市	15	28,797	
	菊池市	23	41,495	
	阿蘇市	8	17,482	
	玉東町	2	1,287	
	大津町	1	1,479	
	南小国町	1	1,361	
	小国町	1	990	
	西原村	2	8,609	
	南阿蘇村	3	4,352	

資料 熊本森林管理署(平成31年3月31日現在)

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積 : 千m³、実行歩合 : %

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	67	269	335	119	71	190	177	27	57
針葉樹	53	212	265	118	71	189	222	34	71
広葉樹	14	56	70	1	0	1	8	0	2

注1 四捨五入の関係で総数と内訳の合計が一致しないことがある。

2 0と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

(2) 間伐面積

単位 面積 : ha、実行歩合 : %

計画	実行	実行歩合
2,582	602	23

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積 : ha、実行歩合 : %

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
429	184	43	297	184	62	132	—	—

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長 : km、拡張 : 箇所数、実行歩合 : %

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	2.0	—	—	16	2	13
うち林業専用道	2.0	—	—	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養保安林	—	—	—	1	1	100
土砂防備保安林	—	—	—	—	—	—
保健保安林	—	—	—	—	—	—

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

面 積		
計画	実行	実行歩合
該当なし		

ウ 治山事業の数量

単位 保安林の整備：ha、保全施設：箇所、実行歩合：%

種類	治山事業施工地区数		
	計画	実行	実行歩合
保安林の整備	1,129	33	3
保全施設	31	11	35

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷地及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
—	—	—	—	—	5.77 5.77

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
—	—	3.15	3.15

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha、材積：千m³、延長：km

区分		分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	総数	総数	477	491	515	487	449	408	347	306	
		針葉樹	377	388	398	387	361	333	301	262	
		広葉樹	100	103	117	99	88	76	46	43	
	主伐	総数	222	230	228	215	201	185	155	139	
		針葉樹	175	182	185	179	166	152	136	120	
		広葉樹	47	48	43	36	35	32	19	19	
	間伐	総数	255	261	287	272	248	224	192	166	
		針葉樹	201	206	213	209	195	181	165	143	
		広葉樹	54	55	74	63	53	43	27	24	
造林	総数	449	457	486	477	472	471	436	415		
	人工造林	314	320	353	376	387	389	388	392		
	天然更新	135	137	133	101	85	83	48	23		
林道開設延長		35	22	0	0	0	0	0	0		

(2) 分期別期首資源表

単位 面積: ha、材積: 千m³

区分		面積															材積
年	種類	総数	1 齡級	2 齡級	3 齡級	4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上		
第I 分 期	総数	10,710	291	103	66	82	413	1,006	1,427	2,199	1,720	468	530	227	1,409	3,021	
	人工林	7,196	276	91	66	76	361	933	1,360	1,891	1,377	202	365	78	119	2,477	
	育成單層林	6,903	70	32	63	75	348	922	1,358	1,891	1,377	202	365	78	119	2,381	
	育成複層林	294	205	59	2	1	13	11	2	0	0	0	0	0	0	32	
	天然林	2,745	16	12	0	6	52	73	66	308	343	265	164	149	1,290	545	
	育成單層林	17	4	12	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	育成複層林	112	0	0	0	0	5	0	7	35	14	18	25	4	6	25	
	天生生林	2,616	12	0	0	6	47	73	60	273	330	248	140	145	1,284	519	
	無立木地	746															
	竹林	22															
第II 分 期	総数	10,710	243	291	103	66	237	742	1,021	2,141	1,857	1,034	425	358	1,489	3,081	
	人工林	7,282	215	276	91	66	223	636	987	1,883	1,663	623	266	211	142	2,492	
	育成單層林	6,988	215	70	32	63	219	979	1,882	1,663	623	266	211	142	2,362		
	育成複層林	294	0	205	59	2	4	14	8	1	0	0	0	0	0	10	
	天然林	2,726	28	16	12	0	14	106	34	258	194	411	160	147	1,346	589	
	育成單層林	17	0	4	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	育成複層林	111	1	0	0	0	0	4	0	41	14	15	14	16	6	28	
	天生生林	2,598	27	12	0	0	13	102	34	217	181	397	146	131	1,341	561	
	無立木地	679															
	竹林	22															
第III 分 期	総数	10,710	196	243	291	103	148	412	997	1,394	2,118	1,605	397	494	1,600	3,171	
	人工林	7,277	141	215	276	91	142	361	925	1,330	1,817	1,302	186	330	161	2,586	
	育成單層林	6,983	141	215	70	32	138	348	914	1,328	1,817	1,302	186	330	161	2,439	
	育成複層林	294	0	0	205	59	4	13	11	2	0	0	0	0	0	23	
	天然林	2,721	54	28	16	12	6	52	71	65	301	302	211	164	1,439	585	
	育成單層林	17	0	0	4	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	育成複層林	111	3	1	0	0	5	0	6	34	13	14	25	9	28		
	天生生林	2,594	51	27	12	0	6	46	71	58	267	290	197	140	1,430	556	
	無立木地	689															
	竹林	22															
第IV 分 期	総数	10,710	209	196	243	291	169	237	734	999	2,059	1,749	913	401	1,799	3,245	
	人工林	7,273	156	141	215	276	157	223	630	966	1,808	1,576	578	241	306	2,664	
	育成單層林	6,979	156	141	215	70	95	219	617	958	1,807	1,576	578	241	306	2,501	
	育成複層林	294	0	0	0	0	0	0	0	63	120	65	30	16	127		
	天然林	2,726	53	54	28	16	12	14	104	33	251	173	334	160	1,493	582	
	育成單層林	17	0	0	0	4	12	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	育成複層林	111	2	3	1	0	0	0	4	0	40	12	13	14	21	28	
	天生生林	2,598	50	51	27	12	0	13	100	33	211	161	322	146	1,471	553	
	無立木地	689															
	竹林	22															
第V 分 期	総数	10,710	206	209	196	243	394	148	409	976	1,337	2,000	1,468	380	2,036	3,308	
	人工林	7,270	166	156	141	215	366	142	358	906	1,274	1,726	1,218	169	432	2,725	
	育成單層林	6,976	166	156	141	215	102	138	345	896	1,272	1,726	1,218	169	432	2,547	
	育成複層林	294	0	0	0	0	0	0	0	16	90	134	27	27	130		
	天然林	2,731	40	53	54	28	28	6	51	70	63	274	251	211	1,603	582	
	育成單層林	17	0	0	0	0	16	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
	育成複層林	110	3	2	3	1	0	0	4	0	6	32	10	14	34	27	
	天生生林	2,604	37	50	51	27	12	6	45	70	57	242	241	197	1,569	553	
	無立木地	686															
	竹林	22															
第VI 分 期	総数	10,710	205	206	209	196	534	169	236	720	960	1,935	1,626	868	2,138	3,359	
	人工林	7,269	171	166	156	141	490	157	222	618	928	1,716	1,485	534	486	2,776	
	育成單層林	6,975	171	166	156	141	285	95	218	604	919	1,715	1,485	534	486	2,582	
	育成複層林	294	0	0	0	0	0	0	0	0	63	120	65	46	133		
	天然林	2,732	34	40	53	54	44	12	14	102	32	219	142	334	1,653	583	
	育成單層林	17	0	0	0	0	4	12	1	0	0	0	0	0	0	2	
	育成複層林	111	3	3	2	3	1	0	0	4	0	35	10	13	35	27	
	天生生林	2,604	30	37	50	51	38	0	12	98	32	184	132	322	1,617	554	
	無立木地	686															
	竹林	22															
第VII 分 期	総数	10,710	204	205	206	209	439	394	147	402	940	1,267	1,851	1,383	2,355	3,403	
	人工林	7,269	172	171	166	156	356	366	141	353	872	1,211	1,632	1,132	542	2,819	
	育成單層林	6,976	172	171	166	156	356	102	137	340	861	1,209	1,632	1,132	542	2,611	
	育成複層林	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	120	65	46	133	
	天然林	2,732	33	34	40	53	83	27	6	49	68	56	219	251	1,814	584	
	育成單層林	17	0	0	0	0	0	16	0	1	0	0	0	0	0	2	
	育成複層林	110	4	3	3	2	4	0	0	4	0	5	25	10	48	26	
	天生生林	2,605	28	30	37	50	78	11	6	44	68	51	194	241	1,766	555	
	無立木地	686															
	竹林	22															
第VIII 分 期	総数	10,710	190	204	205	206	404	534	168	232	696	911	1,809	1,534	2,918	3,444	
	人工林	7,269	171	172	171	166	297	490	156	219	596	883	1,625	1,393	930	2,855	
	育成單層林	6,976	171	172	171	166	297	285	95	215	583	875	1,624	1,393	930	2,634	
	育成複層林	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	120	111	136	
	天然林	2,741	19	33	34	40	107	43	12	13	100	28	184	142	1,987	590	
	育成單層林	17	0	0	0	0	0	4	12	1	0	0	0	0	0	3	
	育成複層林	112	2	4	3	3	5	1	0	0	4	0	29	10	48	27	
	天生生林	2,613	16	28	30	37	102	38	0	12	96	28	155	132	1,939	560	
	無立木地	677															
	竹林	22															
第IX 分 期	総数	10,710	182	190	204	205	415	438	393	145	390	892	1,196	1,757	3,605	3,475	
	人工林	7,269	173	171	172	171	322	356	366	1							